

盛岡医療生活協同組合

「 ～組合員の声を医療活動に生かして～ 」



- ◆ 事業所所在地 盛岡市津志田26-30-1
- ◆ 事業内容 医療業、在宅介護事業、病後児保育事業
- ◆ 従業員数 290名
うち障害者数 5名
(障害種別：身体（視覚）障害5名、うち重度4名)

◆ 障害者雇用の経緯、背景

昭和43年に開業した盛岡医療生活協同組合の障害者雇用の歴史は長く、当生協が設置している「仁王診療所」には、開業当初から、頸骨腕症候群などの職業病を患う多くの患者さんたちが鍼灸・マッサージによる治療を受けに県内各地から訪れていたことから、これらの技術をもった視覚障害者を積極的に雇用してきました。現在、仁王診療所のほか、川久保病院の物療室、さわやかクリニックでもそれぞれ視覚障害者を雇用しています。

◆ 障害者が従事している具体的な作業内容や配置など、障害者雇用に関して工夫していること

雇用している障害者は全員視覚障害者であり、鍼灸・マッサージ業務を行っており、弱視の方1名を除く4名は全盲であるものの、自宅から単独で通勤しています。

当生協の佐藤正勝専務は、「診療録を点字で記入できるものになっている程度で、日常の業務において特段配慮しているということはありません。」と話しており、また、総務課の吉田さんは、「特別なことは何もしていないんです。職員旅行の時に肩を貸して一緒に歩くくらいです。」とにこやかに話していました。

◆ 障害者が雇用されるために必要なこと、雇用を継続していくうえでの課題

佐藤専務は、「障害者だから特別に必要なこと、というのではないと思います。本人がプロとしての職業意識を持ち、高い技術を身につけ、真面目に働き続けることであり、そのことによって職場で必要とされる人間になっていくのだと思います。」と話していました。

障害があってもなくても、職業人として働き続けていくためには、本人の努力とそのことによって自然に培われていく周囲の理解や思いやり、そして職場の中でお互いが支え支えられていく関係を作っていくことが必要なのだと感じました。

◆ 就労を希望している障害者へのメッセージ

「就職するために、こうした方がいいというような処方箋はないと思います。当生協が雇用している障害者は全員視覚障害者なので、すべての障害者に言えることではないかもしれませんが、当人たちから話を聞く中で障害者が働くために必要なことは、1つは、何か『技術を持つこと』。2つ目は『あきらめないこと』。3つ目は、『仲間と共に社会に大きくアピールしていくこと』。多くの人に感心を持ってもらうことはとても重要なことだと思います。皆さんがいい機会に恵まれ、働きたいという希望が実現することを願っています。」(佐藤専務) (取材：労政能力開発課)